## 特定非営利活動法人青森県防災士会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人青森県防災士会という。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を青森県青森市中央三丁目20番30号 青森県ボランティア・ 市民活動センター内に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、青森県を中心に日本国内や世界各地において「自助」、「共助」の原 則のもと、防災士としての活動及び技術研鑽並びに地域住民の防災に対する意識向上を 支援することによって、災害救援活動及び地域安全活動の促進に寄与することを目的と する。

(特定非営利活動の種類)

- 第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を 行う。
  - (1) 保健・医療又は福祉の増進を図る活動
  - (2) 社会教育の推進を図る活動
  - (3) まちづくりの推進を図る活動
  - (4) 環境の保全を図る活動
  - (5) 災害救援活動
  - (6) 地域安全活動
  - (7) 国際協力の活動
  - (8) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
  - (9) 子どもの健全育成を図る活動
  - (10) 情報化社会の発展を図る活動
  - (11) 経済活動の活性化を図る活動
  - (12) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

## (事業)

- 第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。
  - (1) 地域住民に対する防災意識向上を目的とした普及啓発活動事業
  - (2) 防災士に対する技術向上を目的とした研修事業
  - (3) 地域住民の災害救援等に関する意識向上を目的とした普及啓発・広報事業
  - (4) 防災士の災害救援等に関する技術研鑽を目的とした研修事業
  - (5) 防災に関わる地域・行政への相談、助言及び計画策定支援事業
  - (6) 防災に関連する環境保全の普及啓発事業
  - (7) 災害救援や地域安全に関わる研究及び政策提言事業
  - (8) 海外の被災地に対する支援活動事業
  - (9) 男女共同参画社会の形成に向けた災害救援や地域安全の促進に関する普及啓発、研 究及び政策提言事業
  - (10) I T技術を用いた災害救援や地域安全に関わる情報ネットワークづくり事業
  - (11) 防災に関連する商品開発事業
  - (12) その他この法人の目的を達成するために必要な事業 第3章 会員

(種別)

- 第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。
  - (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した防災士の資格を有する個人
  - (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し賛助するために入会した個人及び団体 (入会)
- 第7条 会員として入会しようとする者は、その旨を記載した入会申込書を代表理事に提出するものとする。
- 2 代表理事は、前項の入会申込者が、第3条に定めるこの法人の目的に賛同し、第4条 から第5条に定める活動及び事業に協力できると認めるときは、正当な理由がない限り 入会を認めなければならない。
- 3 代表理事は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

- 第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。 (会員の資格の喪失)
- 第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。
  - (1) 退会届の提出をしたとき。
  - (2) 本人が死亡し、若しくは失そう宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
  - (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
  - (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

- 第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名する ことができる。
  - (1) この定款等に違反したとき。
  - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、その会員に対し予め通知し、議決 の前に弁明の機会を与えなければならない。

(拠出金品の不返還)

第12条 既に納入した入会金、会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

- 第13条 この法人に次の役員を置く。
  - (1) 理事 10人以上20人以下
  - (2) 監事 1人又は2人
- 2 理事のうち、1人を代表理事、数人を副代表理事とする。

(選任等)

- 第14条 理事及び監事は、総会において選任する。
- 2 代表理事及び副代表理事は、理事の互選により定める。

- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が 1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総 数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 法第20条各号のいずれかに該当するものは、この法人の役員になることができない。
- 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。 (職務)
- 第15条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。
- 2 副代表理事は代表理事を補佐し、代表理事に事故あるとき又は代表理事が欠けたときは、代表理事があらかじめ定めた順序によって、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この 法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
  - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
  - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
  - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
  - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
  - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(役員の任期)

- 第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の 任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、第13条に定める最小の役員数を欠く場合 には、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞な くこれを補充しなければならない。

(解任)

- 第18条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任する ことができる。
  - (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
  - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
- 2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会 を与えなければならない。

(報酬等)

- 第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。
- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。ただし、 この決定後最初に行われる総会において、承認を得なければならない。

(事務局)

- 第20条 この法人の事務を処理するため、この法人に事務局を置く。
- 2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。
- 3 職員は、代表理事が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て代表理事が別に定める。ただし、この決定後最初に行われる総会において、承認を得なければならない。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

- 第23条 総会は、次の事項について議決する。
  - (1) 定款の変更

- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算の承認並びにその変更及び理事会議決による追加又は更正
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任又は解任
- (7) 役員の職務と報酬
- (8) 入会金及び会費の額
- (9) 借入金(その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第50条において同じ。) その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (10) 事務局の組織と運営
- (11) 会員の除名
- (12) 財産の処分
- (13) その他運営に関する重要事項

(開催)

- 第24条 通常総会は、毎年1回、事業年度初めの3月以内に開催する。
- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
  - (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
  - (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
  - (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

- 第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、代表理事が招集する。
- 2 代表理事は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催日の少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

- 第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。 (議決)
- 第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した 事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の2分の1以上の同 意があった場合は、この限りではない。
- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全 員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があ ったものとみなす。

(表決権等)

- 第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。
- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項に ついて書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任 することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条、次条第1項、及び第51条の規定の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

- 第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
  - (1) 日時及び場所(当該場所に存しない正会員が総会に出席をした場合における当該出席の方法を含む。)
  - (2) 正会員総数及び出席者数(書面又は電磁的方法による表決者並びに表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。
- 3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、 総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成し なければならない。
  - (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
  - (2) 前号の事項を提案した者の氏名又は名称
  - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
  - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

- 第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項について議決する。
  - (1) 総会に付議すべき事項
  - (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
  - (3) 役員の報酬及び職務
  - (4) 事務局の組織と運営
  - (5) 職員の報酬及び職務
  - (6) 事業計画及び活動予算並びにその追加又は更正
  - (7) 暫定予算
  - (8) 予備費の使用
  - (9) 定款の実施に必要な実施細則
  - (10) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項 (開催)
- 第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
  - (1) 代表理事が必要と認めたとき。
  - (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。 (招集)
- 第34条 理事会は、代表理事が招集する。
- 2 代表理事は、前条第2号および第3号の規定による請求があったときは、その日から 15日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は 電磁的方法により、開催日の少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(定足数)

- 第36条 理事会は、理事総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。 (議決)
- 第37条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した理事の2分の1以上の同意があった場合は、この限りではない。
- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決すると ころによる。

(表決権等)

- 第38条 各理事の表決権は、平等なるものとする。
- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項に ついて書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任す ることができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前2条及び次条第1項の規定の適用については、 理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

- 第39条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
  - (1) 日時及び場所(当該場所に存しない理事が理事会に出席をした場合における当該出

席の方法を含む。)

- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面又は電磁的方法による表決者並びに表決 委任者がある場合にあっては、その旨を付記すること。)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押 印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

- 第40条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。
  - (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
  - (2) 入会金及び会費
  - (3) 寄付金品
  - (4) 財産から生じる収益
  - (5) 事業に伴う収益
  - (6) その他の収益

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、総会の議決を経て代表理 事が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。 (事業計画及び予算)

- 第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は代表理事が作成し、理事会の議決を経なければならない。
- 2 前項の事業計画及び活動予算は、総会に報告し、承認を受けなければならない。 (事業計画及び予算の変更)
- 第44条 総会は、報告を受けた事業計画及び活動予算の変更を議決することができる。 変更の議決が行われた場合、代表理事は、速やかにその議決に基づいて事業計画及び活動予算を変更しなければならない。

(事業計画及び活動予算の追加又は更正)

- 第45条 理事会は、総会承認後にやむを得ない事由が生じたときは、事業計画及び活動 予算の追加又は更正を議決することができる。
- 2 前項の規定による追加又は更正後の事業計画及び活動予算は、この追加又は更正の後 最初に行われる総会に報告し、承認を受けなければならない。

(暫定予算)

- 第46条 前3条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、 代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用 を講じることができる。
- 2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

- 第47条 予算超過又は予算外の費用に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。
- 2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(事業報告及び決算)

- 第48条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の 議決を経なければならない。
- 2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。 (事業年度)
- 第49条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第50条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、 又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の2分の1以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地 (所轄庁変更を伴うものに限る)
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項(役員の定数に係るものを除く)
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 残余財産の帰属すべき者に係る解散に関する事項
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

- 第52条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。
  - (1) 総会の決議
  - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
  - (3) 正会員の欠亡
  - (4) 合併
  - (5) 破産
  - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承 諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。 (残余財産の帰属)
- 第53条 この法人が解散(合併又は破産による解散を除く。)したときに残存する財産は、総会において出席した正会員の2分の1以上の多数による議決を経て選定された特定非 営利活動法人に譲渡するものとする。

(合併)

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上 の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第10章 雑則

(実施細則)

第56条 この定款の施行に関し必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを 定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
  - 2この法人の設立当初の役員は、第14条の規定にかかわらず、次に掲げる者とする。

代表理事 工藤 淳

副代表理事 三浦 一郎

副代表理事 立花 悟

副代表理事 西塚 啓

副代表理事 櫻庭 達二

理事 前川 一彦

理事 前田 進

理事 伊吹 信一

理事 黒石 初男

理事 小林 閣則

監事 工藤 廣道

- 3この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成21年度の通常総会の日までとする。
- 4この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第43条の規定にかかわらず、設立 総会の定めるところによるものとする。
- 5この法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、この法人の成立の 日から平成20年3月31日までとする。
- 6この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額 とする。

(1) 正会員入会金 無料

正会員会費 2,000円(1年間分)

(2) 賛助会員入会金 無料

賛助会員会費 1口 1,000円(1年間分)

附則

1 この定款は、平成21年7月23日から施行する。

附則

1 この定款は、平成30年4月21日から施行する。

附則

1 この定款は、令和 2年10月 5日から施行する。

附則

1 この定款は、令和 2年12月 1日から施行する。

附則

1 この定款は、令和 4年 7月26日から施行する。